

新潟県立新発田商業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

平成26年6月 1日制定

平成29年3月31日改正

平成31年1月 4日改正

令和 4年3月24日改正

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ防止対策委員会

- ① いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」を次のとおり設置する。

ア 委員

○校長・教頭・スクールカウンセラー・生活指導(生徒指導主事を含む3名)・各学年主任(3名)
以上の9名をもって充てる

イ 実施する取組

(ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・定期的な全体指導計画の実施状況の把握と改善(当面は月1回)
- ・アンケート等によるいじめに関する意識調査(各学期最低1回、最低年間3回を目安とする)
※アンケート等は5年間保存する。
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有(年間2回、他随時)
- ・校内研修会の企画・立案

(イ) 早期発見対策

- ・要配慮生徒の把握とその情報共有、支援方法決定等
- ・いじめの状況を把握するためのアンケート(意識調査を受けた具体的調査)の実施と結果の分析・検討を行い、その情報共有を図り、具体的対応策を立案する。
- ・委員会内外における情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有等。

ウ 取組の改善

本委員会において、「新発田商業高等学校いじめ防止基本方針」をはじめとした、いじめの問題への取り組みが計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図る。

- ② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの対応のための「いじめ認知時の対応に係る委員会」を組織する。

ア 委員

(ア) いじめ防止対策委員(9名)

校長・教頭・スクールカウンセラー・生活指導(生徒指導主事を含む3名)・各学年主任(3名)

(イ) 学級担任その他関係の深い教職員

(ウ) 必要に応じて県教育委員会の担当者その他の外部専門家

イ 実施する取組

(ア) 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡(複数の教員で、丁寧に対応する。認知後迅速な対応を要する。)
- ・県教育委員会への報告(校長・教頭)
- ・必要に応じて、警察、福祉、医療等の関係機関への連絡(校長・教頭等)

(イ) 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導方針・方策の提示と実行支援
- ・被害者、加害者への具体的な指導、支援
- ・観衆、傍観者等への具体的な指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域(児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等)との連携

(2) 校内研修

- ① いじめに関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。
- ② いじめに関するチェックリスト(教職員用)を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめ問題への取組について、評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など、様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学級づくり及び学習指導の充実

ア 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。

イ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、ひとり一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

ア 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。

イ 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

③ 特別活動の充実

ア 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。

イ 生命や自然を大切に作る心、他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるために、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。

ウ 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

ア 生徒ひとり一人が、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。

イ 人権同和教育学習を活用して生徒・教職員ともに人権感覚を磨き、自らの言動が他の人を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように指導する。

ウ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

ア PTA総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。

イ 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

ウ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識に基づいた発言をしない。
- ② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切な生徒理解の上で指導にあたる。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等の校内での使用は、別途本校が定める規則に基づいて指導する。
- ② 教科・情報、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ なりすましメールなどの悪意ある情報発信をしないこと。
- ③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者の意識啓発に努めるとともに、PTAと連携してインターネットに付随する問題について研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても不審な点を見逃さず、早い段階から複数の教職員で情報交換をして、いじめを積極的に発見する。
- ② 日頃から生徒とのコミュニケーションと信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 教職員は生徒に努めて挨拶や気軽な声かけを行い、日常の何気ない会話の中から生徒の様々な悩みにかかわる工夫をする。
- ② 毎朝の職員朝会で学級内の生徒の動向や、授業中の気になる生徒の情報を交換・共有し、学年全体で対応できる体制を整える。
- ③ 生徒との面談や保護者面談週間を活用して生徒の様々な悩みについて把握・解消に努める。
- ④ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑤ 保護者から寄せられた疑問や不安には、素早い調査とていねいな説明で対応し、保護者の悩みを早期に解消するように努める。
- ⑥ 学校以外にも外部機関のいじめ相談窓口があることを周知することにより、問題が埋もれたまま深刻化することを防止する。

4 いじめの解決に向けて

(1) 解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 解決のための対応

- ① いじめ防止対策委員会（「いじめ認知時の対応に係る委員会」）が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。
- ② 必要があれば県教育委員会の指導・助言受けるなど、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への指導・支援

- ① いじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、迅速にいじめを受けたとされる生徒及びいじめの疑いを知らせた生徒の安全を確保する。

- ② いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を説明して理解を求める。
 - ③ 双方の保護者に対しいじめの解決のための協力を求める。
 - ④ いじめの解決に向けた対応方法については、いじめられた生徒及び保護者と十分話し合った上で決定する。
 - ⑤ いじめた生徒からの聴き取りで具体的事実関係を明らかにするだけにとどまらず、なぜそのような行動をとったのか、理由と動機についても十分に聴き取りを行う。
 - ⑥ いじめ行為の理由・動機から背景にある問題を十分な考慮をした上で、いじめた生徒が自ら問題に気づくように注意深く指導を行う。
- (4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ
- ① いじめは絶対に許されない行為であり、見て見ぬふりをするのがいじめを助長することを指導する。
 - ② 言葉による冷やかしかからかいはいじめ行為そのものであり、周囲ではやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰か大人に知らせよう勇気を持つように指導する。
- (5) ネットいじめへの対応
- ① ネット上での生徒による不適切な書き込みや写真・動画等を発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、当該生徒に直ちに削除をさせる。
 - ② 必要があれば県教育委員会と連携しながら対応する。
- (6) 警察との連携
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、県教育委員会の指導・助言を得ながら警察と連携して対応する。
- (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて
- ① いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が少なくとも3か月は止んでいる状態が継続しており、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを見定める。
 - ② いじめが一定の解決をしたと思われる場合でも、直ちに指導終結とは見なさず、双方の生徒の学校生活を継続的に観察していく。
 - ③ 双方の生徒の人的成長を目指して、対人関係能力を高めるように指導・助言を行う。
 - ④ 双方の生徒及び周りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 当該重大事態に係る事実関係を緊急に調査する必要がある場合は、学校組織を挙げて行う。校長の判断により当該学級、当該学年の授業を一時中断して、生徒全員を対象に一斉聴き取り調査を行う。
- (2) 県教育委員会の指導・助言を得ながら、所轄警察署等の関係機関に連絡し、適切な対応を求める。
- (3) いじめられた生徒や保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により説明に努める。
- (4) いじめられた生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (5) 報道取材に応じる場合、記者会見等での発表は校長または教頭が行い、他の職員は不用意に取材に応じない。
- (6) 校長は生徒の保護・健全育成の観点から、必要あるときは報道関係者に生徒・保護者への直接取材を控えるよう要請する。
- (7) いじめ防止対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校全体の指導体制を評価・検討し、今後の再発防止策を検討する。